

総合評価基準書

1. はじめに

本基準書は、「札幌市学校給食献立作成システム再構築業務」の調達に係る受託者選定のための審査・評価方法を定めたものである。

2. 評価実施要領

以下のとおり評価を行う。

- ① 評価委員会を設置し、同委員会において提案者から提出された提案書類について、別添 1「総合評価項目一覧」により審査・評価を行う。
- ② 審査の結果については、遅滞なく参加者に通知する。

3. 総合評価の方法

入札価格及び提案内容を基に、下表の配分のとおり価格評価点及び技術評価点を算出し、その合計点数を総合評価点とする「加算方式」とする。

価格評価点（入札価格に対する得点）と技術評価点の得点配分は、下記のとおり 1：3 とし、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ただし、技術評価点について、採点結果が 160 点に満たない場合は「失格」とする。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

総合評価点	価格評価点の配分	技術評価点の配分
400 点満点	100 点満点	300 点満点

4. 価格評価点の評価方法

提出された入札書について、以下のとおり評価を行う。

- ① 入札価格（税抜）に当該金額の 10% に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額は、本市が定める予定価格（税込）以下であること。

なお、入札価格（税抜）に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額が予定価格を超える場合は「失格」とする。

別記

- ② 価格評価点は下記のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の得点配分 (100 点)} \\ \times (1 - (\text{入札価格} + \text{入札価格の 10\%に相当する額}) / \text{予定価格})$$

※ 評価点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。

5. 技術評価点の評価方法

技術評価点は、以下の評価方法に従って審査・評価を行う。

- ① 提出書類について、提案書作成要領の記載事項を満たしていることが確認できない場合は、当該提案書を「失格」とする場合があります、「失格」の場合はその後の評価を行わない。
- ② 提案書の記載内容について、別添 1「総合評価項目一覧」の「評価区分」において「必須」とした項目について、一つでも評価基準を満たしていない場合は、当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。必須項目を全て満たしたものについては「合格」とする。必須項目の確認に当たっては、本市からの質問に対する回答等で根拠、実現方法等が不明確である場合も「失格」とする場合がある。
- ③ 上記で「合格」とした提案書については、別添 1「総合評価項目一覧」の「評価区分」において「加点」とした項目に対し、以下に示す採点基準に従って採点する。各加点項目の点数の合計を技術評価点（最大 300 点）とする。
- ④ 提案書の内容に対して、疑義がある場合は、本市から提案者に対して質問を行い、提案者からの回答を以って提案内容の訂正とみなした上で、評価する場合がある。

表 1 加点項目の採点基準

評価	採点基準	得点	
		重要	普通
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	40	20
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	30	15
C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。	20	10
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの、又はやや劣るもの。	10	5

別記

E	具体性及び実効性に欠け、評価できないもの、又は特に劣るもの。	0	0
---	--------------------------------	---	---

(1) 機能要件（必須）の採点方法

機能要件のうち機能一覧の「必須項目」の 272 項目について、対応が全て「○」の場合は、基礎点として 60 点を与える。ただし、対応が限定的であり「△」となる項目については、以下に示す採点基準に従って、基礎点からの減点又は失格とする。

以下に示す採点基準に従って採点し又は失格とする。

表 2 機能要件（必須）に対する採点基準

評	採点基準	減点 (機能要件単位)
○	要件に対して適合性が一定程度あり、当該内容について本市が許容できるもの。	減点なし
△	要件に対して適合性が低い、別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの。	- 1
×	要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

$\text{機能要件（必須）に係る採点} = \text{機能要件（必須）に係る得点配分（60点）} - \text{減点（1点）の数}$
--

※ただし、基礎点の下限は 0 点とする。

(2) 機能要件（加点）の採点方法

機能要件のうち機能一覧の「加点項目」の 20 項目について、対応が「○」の場合は、1 項目につき 1 点を与える。ただし、対応が限定的であり「×」となる項目については、以下に示す採点基準に従って、0 点とする。

表 3 機能要件（加点）に対する採点基準

評価	採点基準	加点 (機能要件単位)
○	要件に対して適合性が一定程度あり、当該内容について本市が許容できるもの。	+ 1
×	要件に対して適合性が低い、別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できないもの。	0

機能要件（加点）に係る採点 = 加点項目の加点（1点）の数

総合評価項目一覧

評価項目	評価基準	評価方法			配点 (加点のみ)
		区分	評価基準	評価	
1. 本業務への理解					
(1)	本調達背景、目的に係る理解	・仕様書等を参照し、本調達の背景・目的及び対象とする業務・システムに関する理解が十分であることが示されているか。	加点	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	A 20 B 15 C 10 D 5 E 0
2. 業務の導入計画					
(1)	業務の実施内容	・導入スケジュールは具体的であり、本市の作業スケジュールを十分に考慮し、余裕を持った導入計画を立案しているか。 ・プロジェクト管理方法、本市とのコミュニケーション計画が予め具体的に計画されているか。 ・各工程における成果物は、具体的に想定され、本市との作業分担を具体的に想定されているか。 ・サーバ機器等の本市の調達スケジュールについても考慮されているか。	加点 (重要)	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	A 40 B 30 C 20 D 10 E 0
3. 実施体制					
(1)	作業の実施体制	・作業メンバーは提案パッケージの導入経験のあるメンバーで構成されているか。 ・保守運用においては本市に密着した体制であるか。 ・システム構築に有益な資格（IPA等）を所持したメンバーがプロジェクトに参画するか。	加点 (重要)	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	A 40 B 30 C 20 D 10 E 0
4. プロジェクトマネージャ					
(1)	プロジェクトマネージャ（ユーザ窓口）	・プレゼンテーションは、専門用語等を多用することなく、分かりやすい説明を行っていたか。 ・プロジェクトマネージャは提案パッケージの導入実績があるか。 ・プロジェクトマネージャは政令指定都市でのシステム導入実績があるか。	加点 (重要)	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	A 40 B 30 C 20 D 10 E 0

総合評価項目一覧

評価項目	評価基準	評価方法			配点 (加点のみ)										
		区分	評価基準	評価											
5. 保守体制															
(1)	システム導入後の保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプデスク等、利用者が直接問い合わせる窓口が設定されているか。 緊急時、障害時の体制について具体的に示されているか。 本市内に問い合わせ窓口があるか。 	加点	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>20</td></tr> <tr><td>B</td><td>15</td></tr> <tr><td>C</td><td>10</td></tr> <tr><td>D</td><td>5</td></tr> <tr><td>E</td><td>0</td></tr> </table>	A	20	B	15	C	10	D	5	E	0
A	20														
B	15														
C	10														
D	5														
E	0														
6. 導入実績															
(1)	提案パッケージの導入実績	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が100名以上での導入実績が豊富にあるか。 政令指定都市における導入実績が豊富にあるか。(導入実績については、導入自治体、人口、調理場数※共同・単独の記載含む、ユーザ数、導入時期、他システムとの運動範囲を明記すること。) 本市が採用する学校給食費管理システム「給食マネージャ」(日本ソフトウェアマネジメント)との食数連携実績があるか。 	加点 (重要)	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>40</td></tr> <tr><td>B</td><td>30</td></tr> <tr><td>C</td><td>20</td></tr> <tr><td>D</td><td>10</td></tr> <tr><td>E</td><td>0</td></tr> </table>	A	40	B	30	C	20	D	10	E	0
A	40														
B	30														
C	20														
D	10														
E	0														
7. 機能															
(1)	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件一覧評価基準(必須項目)に示された272項目の要件について、要件ごとに本業務の受託者が提案するシステムによる対応可否等が全て明示されており、すべての要件が満たされるまたは、代替運用が必要な場合は代替案が明示されているか。 	加点	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	機能単位 60										
(2)		<ul style="list-style-type: none"> 機能要件一覧評価基準(加点項目)に示された20項目の要件について、要件ごとに本業務の受託者が提案するシステムによる対応可否等が全て明示されているか。 対応が困難な要件のうち代替運用が必要な場合は、代替案が具体的に説明されているか。 	加点	総合評価基準書に記載の評価基準による評価	機能単位 20										

総合評価項目一覧

評価項目	評価基準	評価方法			配点 (加点のみ)
		区分	評価基準	評価	
8. その他					
(1) 参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・本調達に係る費用以外の、システム保守、運用に係る費用及びパッケージ保守（令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の費用）、その他必要となる費用について、参考見積及び積算内訳書が示されているか。 ・上記5年分の保守費用の参考見積の合計は¥11,880,000円（税込）（基準価格）以内とし、参考見積価格が基準価格を上回る場合は失格とする。 ・見積内容に費用の妥当性、根拠が確認できない場合（本市が想定している工数よりも極端に少ない等）は0点とする。 	必須/加点	評価点 = 当項目の得点配分（20点）×（1 - 参考見積価格 / 基準価格）	見積額で評価	20
合計点					300